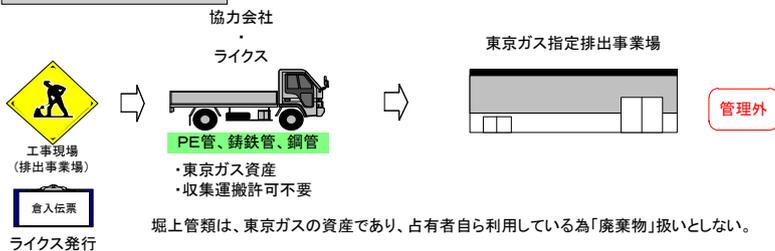


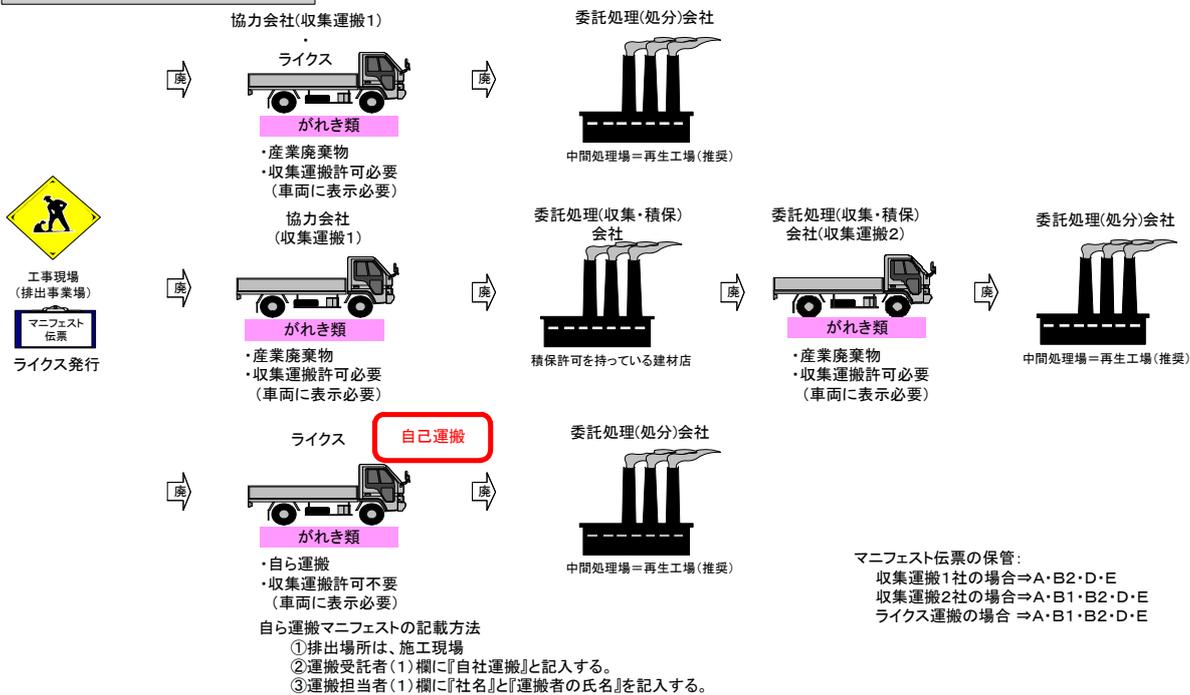
製品別産業廃棄物処理フロー

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II)

本支管工事・供給管工事



本支管工事・舗装工事・供給管工事



	: 再利用可能物/廃棄物		管理外 簡易管理	: 管理外/簡易管理になる段階	車両表示 (事業者=自己運搬及び自己運搬扱いの場合) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称 (収集運搬業者の場合) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号
	: 産業廃棄物		自己運搬	: 自己運搬になる段階	
	: 有価売却		自己運搬扱い	: 自己運搬扱いになる段階	
	: Manifest 伝票発行場所				

※ や無負えず、再委託を承認しなければならない場合は再委託基準を順守すること。(環境法規制一覧表P1/16参照)

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事 【汚泥】①

舗装切断時に発生する濁水処理①



2016.7.1記載: 乾式カッター使用時発生切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事 【汚泥】②

舗装切断時に発生する濁水処理②

自己運搬 *発生場所からライクス(自社)で直接中間処理場まで運搬する場合

工事現場 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

ライクス
汚泥(濁水)
・自ら運搬
・収集運搬許可不要
(車両に表示必要)

委託処理(処分)会社
中間処理場=再生工場(推奨)

注)汚泥の許可を取得している処分業者と委託契約を忘れずに。

マニフェストの記載方法
①排出場所は、施工現場
②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
③運搬担当者(1)欄に『社名』と『運搬者の氏名』を記入する。

舗装切断時に発生する濁水処理③

自己運搬 *事業所で一時保管し複数件まとめてライクス(自社)で排出する場合

工事現場 別紙書面 ライクス発行 *1

ライクス
汚泥(濁水)
・自ら運搬
・収集運搬許可不要
(車両に表示必要)

委託処理(処分)会社
中間処理場=再生工場(推奨)

*1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。
【書面の記載事項】
①氏名又は名称及び住所
②産業廃棄物の種類及び数量
③積載日
④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

マニフェストの記載方法
①排出場所は、現場ではなくライクス事業所
②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
③運搬担当者(1)欄に社名と運搬者の氏名

舗装切断時に発生する濁水処理④

自己運搬 *ライクス(自社)で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 別紙書面 ライクス発行 *1

ライクス
汚泥(濁水)
・自ら運搬
・収集運搬許可不要
(車両に表示必要)

委託処理(収集)会社(収集運搬1)
委託処理(処分)会社
中間処理場=再生工場(推奨)

*1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。
【書面の記載事項】
①氏名又は名称及び住所
②産業廃棄物の種類及び数量
③積載日
④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

マニフェストの記載方法
①排出場所は、現場ではなくライクス事業所

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

舗装切断時に発生する濁水処理⑤

自己運搬 *協力会社で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

協力会社
汚泥(濁水)
・産業廃棄物
・収集運搬許可必要
(車両に表示必要)

委託処理(収集・積保)会社
委託処理(処分)会社
中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェスト伝票の保管⇒A・B2

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

舗装切断時に発生する濁水処理⑥

自己運搬 *発生場所から運搬許可のない協力会社に運搬させる場合

工事現場 別紙書面 ライクス発行 *2

協力会社
汚泥(濁水)
・自ら運搬
・収集運搬許可不要
(車両に表示必要)

委託処理(収集)会社(収集運搬1)
委託処理(処分)会社
中間処理場=再生工場(推奨)

*2『法律第21条の3第3項の規定による』書面を導管工事ルールに基づき携帯し管理を行う。
注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

2016.7.1記載:乾式カッター使用時発生した切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

水道工事



工事現場



ライクス



協力会社

鉛管、鋳鉄管、ステンレス管、
黄銅、硬質塩化ビニール管

- ・再利用可能物
- ・収集運搬許可不要



寺西金属産業/
協和金属産業

鉛管、鋳鉄管、
ステンレス管、黄銅

- ・有価物(売却)
- ・収集運搬許可不要

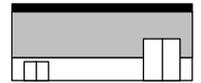


場内分別保管
水道工事事務所
(排出事業場)



鉛管、鋳鉄管、
ステンレス管、黄銅

- ・有価物(売却)
- ・収集運搬許可不要



寺西金属産業/
協和金属産業



マニフェスト伝票

ライクス発行

分別し再利用不可があった場合



廃プラ

- ・産業廃棄物
- ・収集運搬許可必要
(車両に表示必要)



委託処理(処分)会社

中間処理場=再生工場(推奨)



工事現場
(排出事業場)



マニフェスト伝票

ライクス発行



がれき類

- ・産業廃棄物
- ・収集運搬許可必要
(車両に表示必要)



委託処理(処分)会社



中間処理場=再生工場(推奨)



がれき類

- ・産業廃棄物
- ・収集運搬許可必要
(車両に表示必要)



委託処理(収集・積保)会社



積保許可を持っている建材店



委託処理(収集・積保)会社(収集運搬2)



がれき類

- ・産業廃棄物
- ・収集運搬許可必要
(車両に表示必要)



委託処理(処分)会社



中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェスト伝票の保管:

収集運搬1社の場合⇒A・B2・D・E

収集運搬2社の場合⇒A・B1・B2・D・E